

温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素地域づくりを推進！

# 米原市次世代自動車導入促進補助金



事後申請

- 補助期間 令和8年度から令和10年度まで
- 補助対象者 米原市民（過去にこの補助金を受けた方は対象外）
- 補助対象事業 県内販売店での次世代自動車（新車）の購入
- 補助条件
- ・次世代自動車からの買換えでないこと
  - ・令和9年3月31日までに補助金額以上の自動車代金の支払いがあること
  - ・V2H放電充電設備もしくは外部給電器（V2L）を導入すること、またはAC100V・1500Wの給電機能が標準装備であること 等
- 申請方法 車両購入費用支払後に、米原市役所本庁舎3階産業政策課に申請  
※令和8年度の申請期限は**令和8年12月25日(金)**までです。  
※予算が無くなり次第受付終了となります。



## 補助金の概要

電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。	10万円
プラグインハイブリッド自動車	搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。	10万円
燃料電池自動車	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。	20万円

※中古車は補助対象外です。

※国や県等が実施する各種補助金との併用が可能です。

※その他詳細は、米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱を御確認ください。